

大津菊陽水道企業団職員の懲戒処分の公表について

平成26年5月16日

平成26年5月16日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、大津菊陽水道企業団職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、下記のとおり公表します。

1 処分年月日

平成26年5月16日

2 被処分者

大津菊陽水道企業団 工務課 参事 40歳代 (男)

3 処分内容

戒告

4 処分理由

当該職員は、職務関係において不適切な事務処理等で公務の運営に支障を与えたことにより勤務態度不良として、地方公務員法第29条第1項第1号の規定により戒告を行った。